

平成 23 年度

定期監査結果報告書

四條畷市監査委員



暇監第 592号

平成24年 2月20日

四條暇市監査委員 池 中 昇 三

四條暇市監査委員 小 原 達 朗

### 定期監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成23年度定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同法同条第9項の規定により次のとおり提出します。

# 第 1 回 定 期 監 査

## 1 監査の対象

行政経営室

秘書広報課

行財政推進課

マネジメント推進課

建設部

建設課

都市計画課

## 2 監査の期間

平成23年 9月 5日 から 平成23年10月24日 まで

## 3 監査の概要

監査に当たっては、主として財務に関する事務の執行が法令、条例、規則等に準拠しているか、また、経営に係る事業の管理及び監査対象所管事務が適正かつ効率的であるかについて監査した。

## 4 監査の結果

提出された関係書類及び資料を調査し、関係職員から事情を聴取した結果、事務事業の執行は、概ね適正であった。なお、一部において留意すべき、あるいは改善を要する事項が認められた。

以下、各所管課の監査結果について述べる。

## 【行政経営室】

行政経営室の主な所管事務は、

- 秘書に関すること
- 市政の広報の企画及び調整に関すること
- ホームページに関すること
- 予算の編成及び配当に関すること
- 行財政改革に関すること
- 財政の健全化に関すること
- 総合計画に関すること
- 主要施策の企画及び立案に関すること
- 行政組織に関すること
- 特命事項に関すること

などである。

なお、下記の諸点について、さらに調査研究、検討、改善等を要望するものである。

### ◇秘書広報課

#### ○ホームページの充実について

本市のホームページは、市民からのアクセス件数が、近年、著しく増加しており、重要な情報発信の手段となっている。そのような中で、先の東日本大震災発生以降における市民の防災意識の高まりをも踏まえて、災害発生時など緊急情報の発信に向けた特設のページを整備するなど、ホームページの充実に取り組みたい。

### ◇行財政推進課

#### ○財政健全化について

平成19年度策定の行財政改革プランの実行により、財政状況は一定の改善が見られる。今後も、安定した行政サービスの提供が求められることから、自主財源の確保や経常収支比率の改善など更なる財政の健全化に向けて取り組まれない。

## 【建設部】

建設部の主な所管事務は、

- 道路、公園、河川、水路、緑地及び交通安全施設の事業に関すること
- 災害の活動に関すること
- 都市計画の企画及び立案に関すること
- 生産緑地地区に関すること
- 建築行為及び開発行為の指導等に関すること
- 自然公園区域内行為の指導に関すること
- 土地区画整理事業に関すること
- 土地利用計画に関すること

などである。

なお、下記の諸点について、さらに調査研究、検討、改善等を要望するものである。

### ◇建設課

#### ○雁屋畑線について

雁屋畑線の整備事業は、平成8年度着手以来、今日まで相当の時間を要したが、一部土地の未買収により当初の供用開始時期から遅れが生じている。残り1箇所となった未買収地の用地交渉を、より積極的に行うとともに、土地収用法に基づく法的手続きを考慮のうえ、市民生活への利便性を図る面からも、早期の道路開通に向け努力されたい。

### ◇都市計画課

#### ○新ごみ処理施設の建設について

現在稼働中の施設は、老朽化により限界の状態では稼働しており、今後も本市及び交野市の両市民に対してごみ処理の運営を継続していくためには、速やかに新炉を建設し稼働させることが必要不可欠です。

については、環境アセスメントの実施や事業計画地内の土壌等の調査など、建設に向けた取り組みが行われているが、地元住民の理解を得ながら都市計画決定など都市計画法上の諸手続きが速やかに行えるよう努力されたい。

## 第 2 回 定 期 監 査

## 1 監査の対象

上下水道局

総務課

お客さまセンター

配水課

下水道課

田原処理場

## 2 監査の期間

平成23年11月29日から平成24年2月6日まで

## 3 監査の概要

監査に当たっては、主として財務に関する事務の執行が法令、条例、規則等に準拠しているか、また、経営に係る事業の管理及び監査対象所管事務が適正かつ効率的であるかについて監査した。

## 4 監査の結果

提出された関係書類及び資料を調査し、関係職員から事情を聴取した結果、事務事業の執行は、概ね適正であった。なお、一部において留意すべき、あるいは改善を要する事項が認められた。

以下、各部局の監査結果を述べる。



## 【上下水道局】

上下水道局の主な所管事務は、

- 水道局職員の人事に関する事
- 条例等の制定に関する事
- 予算の執行に関する事
- 水道管の開閉栓に関する事
- 使用水量の計量に関する事
- 水道料金及び下水道料金の収納に関する事
- 滞納整理及び給水停止に関する事
- 水質検査に関する事
- 下水道事業の計画及び施工に関する事
- 水洗化の促進に関する事

などである。

なお、下記の諸点について、さらに調査研究、検討、改善等を要望するものである。

### ◇総務課

#### ○野外活動センターの賃貸借料金について

逢阪配水池用地を市立野外活動センターの用地として賃貸し、使用料を299万円と定め、たうえで190万円に減額しているが、上下水道局行政財産使用許可規程第6条に規定する使用料の算定方法と異なっている。また、減免額の算定根拠も不明である。上記行政財産使用許可規程に定める算定根拠をもって決定されるよう検討されたい。

#### ○行政財産使用許可の規程について

行政財産である土地を目的外で使用許可する場合、上下水道局行政財産使用許可規程第3条第2項では使用許可の期間を3年以内と定めている。本来、行政目的のある市有物件を例外的に許可するという趣旨から鑑みると、許可の期間は1年以内とすべきものと思われる。本市財務規則第113条第2項では「1年を超えることができない。」と規定されており、これに準じた取り扱いとなるよう関係機関と協議し、検討されたい。

#### ◇配水課

##### ○工事契約について

配水池内部の補修工事等の水道施設工事や公共下水道工事において、元請が請負工事金額のうち、8割前後を下請けに発注している事例が複数見受けられた。これは契約書で定める業務の全部または主要な部分の委任を禁止する条項に抵触すると思われる。また、工事の大部分を占める特殊作業を付帯工事としてその全てを委任させることも見受けられる。については、契約金額の大部分を占める部分を本体工事とするよう、契約形態や発注方法の見直しを図られたい。

#### ◇お客さまセンター ◇下水道課

##### ○下水道料金の徴収漏れについて

この度、上下水道局内での調査から、長年にわたり下水道料金の徴収に漏れが生じていたことが判明し、市民の信頼を損なわせる結果となった。今回の事象を発生した背景や原因を解明し、詳細に分析・検証を行ったうえで、再発防止に万全を期されるとともに、適切な徴収事務の遂行に取り組まれたい。